

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：スクールカウンセラー 児童生徒支援課】

令和4年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 4名程度（年間概ね140～230時間程度勤務）

2 募集職種 スクールカウンセラー 児童生徒支援課

3 業務内容

- (1) 小学校における児童・保護者へのカウンセリング活動及び学級担任等へのコンサルテーション
- (2) 児童に関する情報収集・提供
- (3) 校内（ケース）会議や研修会等での教職員に対する助言・支援
- (4) 関係機関の紹介等保護者に対する助言・支援
- (5) 必要に応じて学校におけるいじめ防止等対策のための組織への助言
- (6) その他児童生徒のストレスなどへの対処方法等に資する教育プログラム（心理授業等）や保護者への講演会等、各学校において適当と認められること

4 募集対象

- (1) 公認心理師法に基づく国家資格である「公認心理師」または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る「臨床心理士」の資格を有する者のうち、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者（ただし、勤務はおおむね1週間に1日以上とする。）

(2) 大津市内のいずれの市立小学校でも勤務可能な者

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間 令和4年2月9日（水）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。選考当日に下記の書類を持参してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書（本籍地の記載のないもの）
- ③ 職務経歴書（様式任意）
- ④ 資格免許証の写し（公認心理師または臨床心理士、普通自動車運転免許）
- ⑤ 筆記用具

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

【連絡先】 大津市教育委員会事務局児童生徒支援課「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2854

7 選考日時及び選考会場

【選考日時】 令和4年2月14日（月）午前9時15分～

【選考会場】 大津市役所別館2階 児童生徒支援課（教育委員室2）

※受付時間は午前9時から午前9時15分までです。

午前9時15分になりましたら試験を開始しますので、ご承知おきください。

8 試験当日の注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症に罹患し、治癒していない方や発熱症状等がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えてください。
- ・会場敷地内でのマスクの着用及び試験会場の建物入口での手指消毒をお願いします。
- ・会場入口で検温を実施しますので、検温後入場してください。検温の結果、受験いただけない場合があります。

9 選考方法 面接試験及び作文試験

10 結果の発表 受験者本人宛に、令和4年2月22日頃に、合否通知を文書で発送します。

11 勤務条件

任用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4回まで、最長5年） 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
勤務地	大津市立小学校 1人1校または複数校において勤務
休暇	年次有給休暇（条件あり）、特別休暇（条件あり）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
勤務時間	年間140～230時間程度 勤務校の配置時間に応じ、勤務校と調整の上勤務日および勤務時間を設定します。
給与	時給5,000円
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限日額2,619円）が要件により支給されます。
社会保険	なし
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：翌月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。

【問い合わせ先】

大津市教育委員会事務局児童生徒支援課 「会計年度任用職員採用担当者」 電話番号：077-528-2854